

議案第42号

財産の取得について

下記の財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大口町条例第4号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 名 称 | 大口町立小中学校タブレット端末整備 |
| 2 | 財産の種類 | 物品 |
| 3 | 数 量 | タブレット端末 2, 553台 |
| 4 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 | 契約金額 | 金146, 593, 260円 |
| 6 | 契約の相手先 | 愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番地12
グローバルゲート25F
株式会社フューチャーイン
常務取締役 岩間泰大 |
| 7 | 納 期 | 令和7年9月30日まで |

令和7年6月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、愛知県が執行した共同調達により決定した相手先から小中学校のタブレット端末を購入するため必要があるからである。